

11月9日(火)から11月15日(月)まで

平成22年秋季全国火災予防運動が実施されます

全国統一防火標語『「消したかな」あなたを守る合言葉』

- 運動期間中、市消防本部で実施する主な行事は次のとおりです。

- (1)広報車等による火災予防広報
- (2)大型店舗・危険物施設等への立入検査
- (3)空地の枯草除去依頼

ご協力よろしくお願ひします。

●住宅用火災警報器等を設置しましよう!

近年の住宅火災による死者数は、増加傾向にあります。また住宅火災によって亡くなられた方の約7割が逃げ遅れによるものです。

住宅用火災警報器等を設置することによって、寝ている間など火災に気づきにくい場合でも、早く火災に気づき消火や避難など、早く対応することが可能になります。

アメリカやイギリスなどの諸外国では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられてからは、その普及に伴い、住宅火災による死者数がほぼ半減したといいます。このため、住宅火災による死

者を減らすために消防法が改正され、これに伴い、小松島市では火災予防条例を改正し、平成23年6月1日から既に建つてあるすべての住宅（アパート・マンション等を含む）に対しても、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられます。

寝室や階段等に煙を感知する煙感知器を設置します。台所への設置は義務付けられていますが、火を使用する場所なので火災予防の観点から熱を感じる熱感知器の設置をお勧めします。

電源は、AC電源方式や電池方式があります。

地域のみんなで「住宅用火災警報器」を共同購入しましよう!

購入については個人が基本となりますが、住宅用火災警報器の普及に成功している地域では、消防本部と消防団または婦人防火クラブ、自主防災組織、自治会等の地域社会に密着した地域コミュニティが連携して取り組んでいます。

市消防本部では、個人での機種選定や購入の手間を省くことができる共同購入の実施を支援するため、住宅用火災警報器に関する説明会の実施や必要な資料・情報を提供しています。

者を減らすために消防法が改正され、これに伴い、小松島市では火災予防条例を改正し、平成23年6月1日から既に建つてあるすべての住宅（アパート・マンション等を含む）に対しても、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられます。

ケースが多くあります。自治会や事業所単位でまとめて購入する「共同購入」を行ってことで、次のようなメリットがあります。

- (1)悪質な訪問販売防止対策となり、心配がなくなります。
- (2)「どこで、どれを買つたらいいの?」といった悩みがなくなります。
- (3)地域全体で購入すると、地域全体の防火対策になります。

つたときは、周囲を確認して慌てず行動しましょう。

◆住宅用火災警報器が鳴ったときは、周囲を確認して慌てず行動しましょう。

- ・火元を確認しましょう。
- ・煙が少し出ている」「炎が少し見える」といった場合は消防器などで消してください。
- ・煙が充満している」「炎が天井まで立ち上っている」といった場合はすぐに避難し、周囲に火災の発生を知らせてください。
- ・119番通報を忘れずに。

◆日々の点検・お手入れ

- ・1ヶ月に1回程度、警報器のボタンを押す、ひもを引くなどして作動点検をしましょう。
- ・1年に1回、乾いた布でふき取りましょう。

※住宅用火災警報器が故障した場合は、お求めになつた販売店やメーカーにお問い合わせください。

説明会・設置に関するお問い合わせは、市消防本部予防係(☎ 32-0119)または住宅防火推進協議会「住宅用火災警報器相談室」(フリーダイヤル0120-565-911)まで。

住宅用火災警報器の維持管理について

・あわてずに、落ち着いて対処しましょう。

・長い時間鳴つていると、電池の寿命が短くなりますので注意してください。

・詳しくは、取扱説明書を確認してください。

○火災以外でも次のような場合には住宅用火災警報器が鳴ることがあります。

- ・調理時に大量の煙や湯気が発生したとき。
- ・くん煙式殺虫剤を使用したり、スプレー式殺虫剤が直接かかってたとき。

火災の発生を知った後の行動が適切でないと被害が拡大してしまうこともあります。